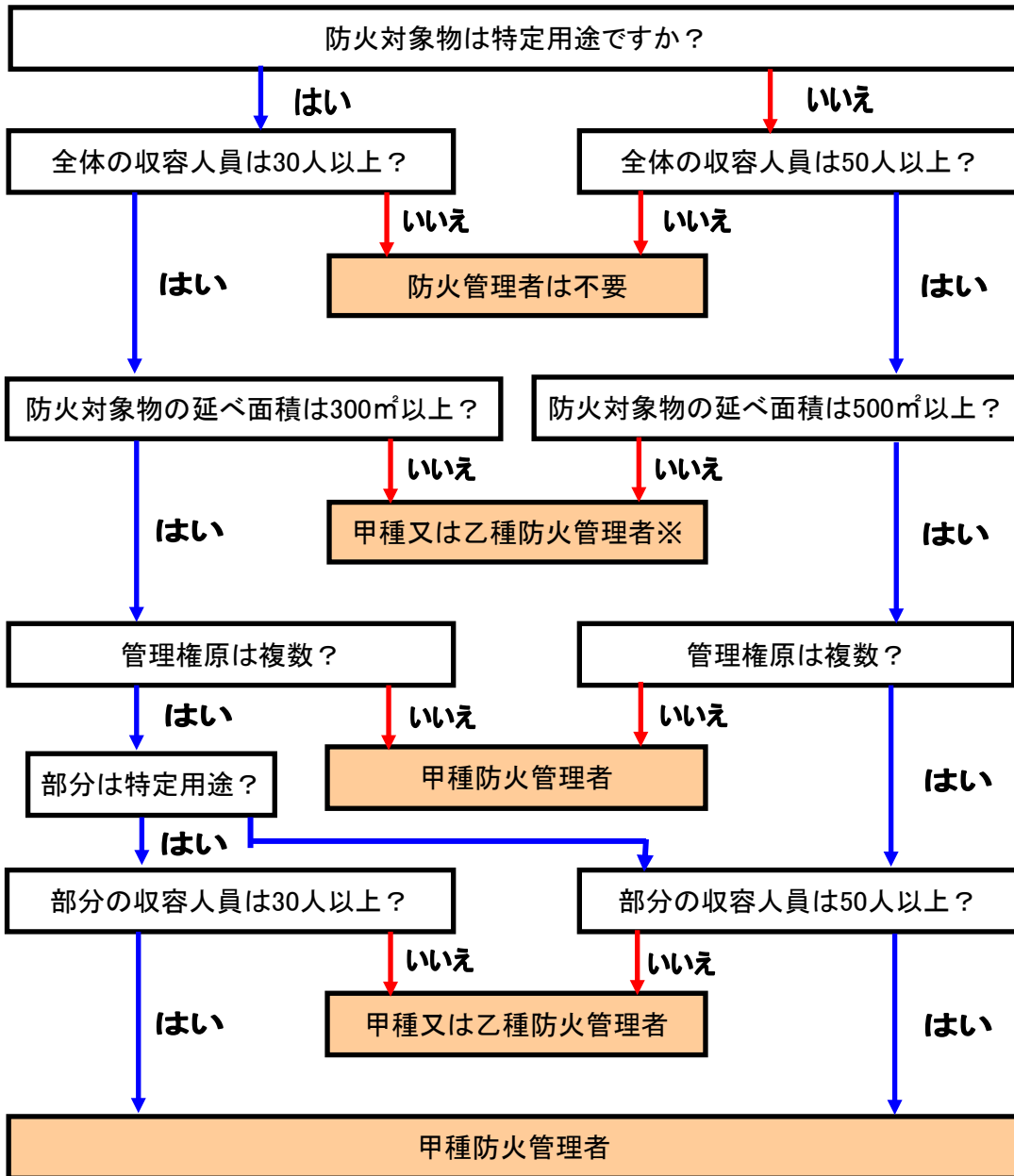


## 防火管理者を必要とする防火対象物の区分



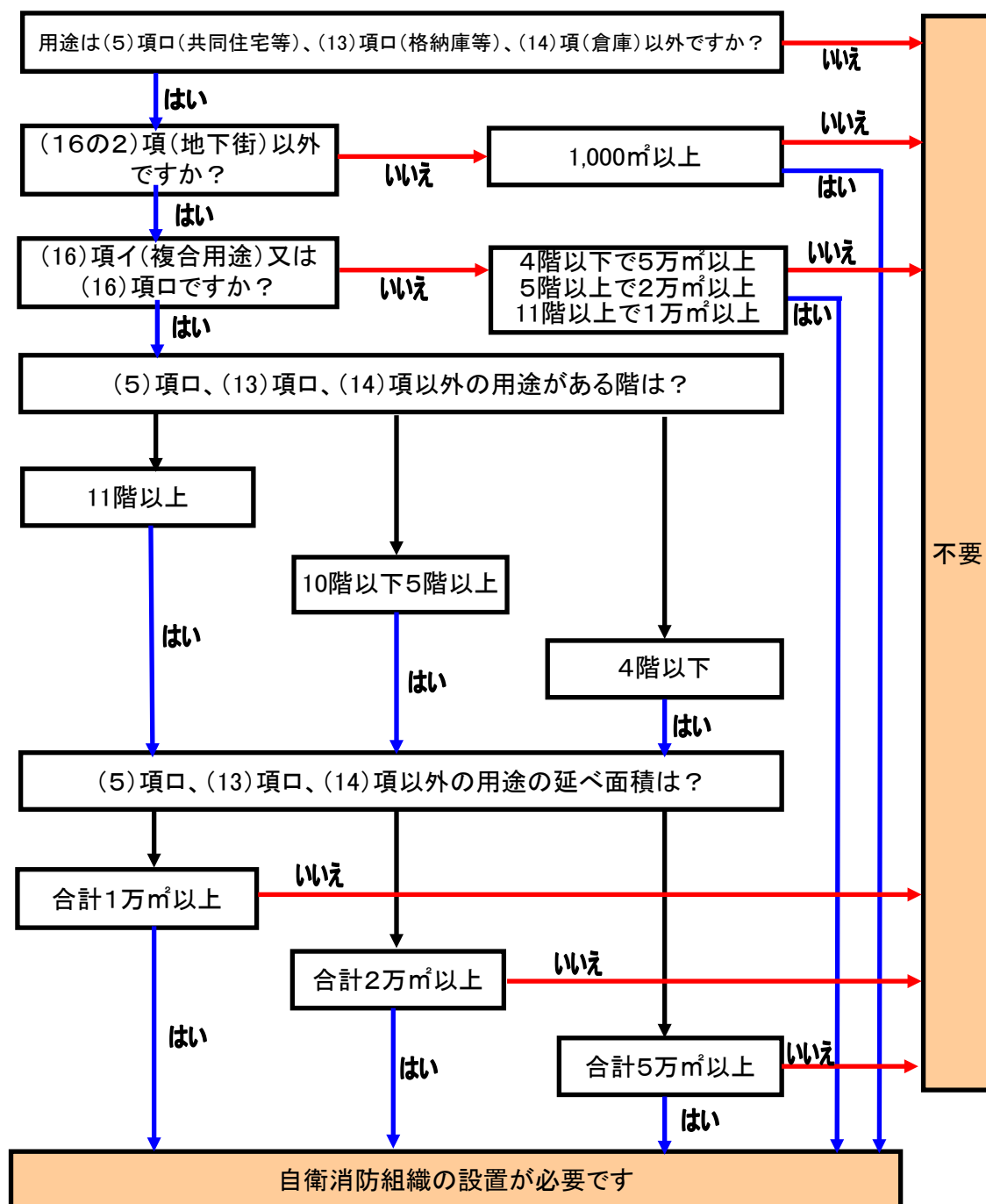
※建物全体が防災管理者選任対象物である場合、甲種防火管理者の資格が必要になります。  
 (防災管理者の資格取得には、甲種防火管理者の資格が必要なため)

上記のほか甲種防火管理者が必要な対象物

- (6)項口で収容人員10人以上又は16項イ、(16の2)項で(6)項口が存するもので、収容人員が10人以上のもの
- 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
  - (1)地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建物
  - (2)延べ面積50,000㎡以上である建築物
  - (3)地階の床面積の合計が5,000㎡以上である建築物
- 建造中の旅客船(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第8条に規定する旅客船をいう。)で収容人員が50人以上で、かつ、甲板数が11以上のものうち、総務省令で定めるもの
- 横浜市火災予防条例第69条に該当するもの



## 自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等

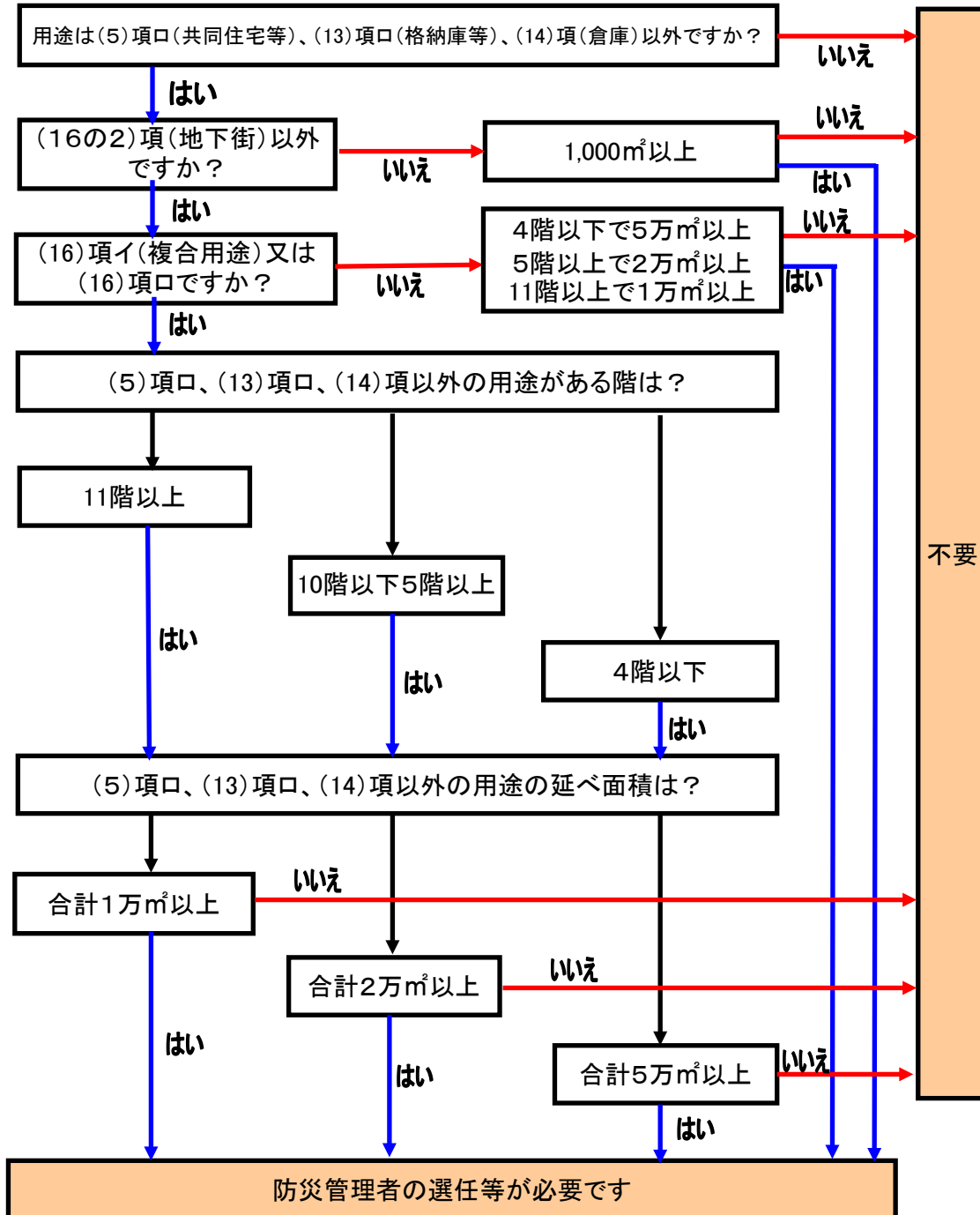


○統括管理者・本部隊の班長・横浜市火災予防条例第68条の3に該当する方に必要な講習

- ・防災センター要員講習を受けたことのない方、5年を経過した方  
→自衛消防業務新規講習
- ・防災センター要員講習既習者で、5年以内で、統括管理者になる方  
→自衛消防業務追加講習の本講習
- ・防災センター要員講習既習者で、5年以内で、本部隊の班長になる方  
→自衛消防業務再講習
- ・自衛消防業務講習既習者  
→自衛消防業務再講習
- ・自衛消防業務追加講習既習者  
→自衛消防業務再講習

## 防災管理者が義務付けられる防火対象物

※ 防災管理者の資格取得講習を受講するためには、甲種防火管理者の資格が必要となります。



※ 防災管理者の選任等については、当該防火対象物の全ての管理権原者に義務付けられます。